

福島県知事

佐藤 雄平 様

東日本大震災からの  
復興に関する要望書

いわき市長

渡辺 敬夫

# I 宅地災害に関すること

## 1 住宅団地の面的復旧に係る公共土木施設災害復旧事業及び大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の2事業導入について

地震による住宅団地の被害については、市道等の公共土木施設の被害も伴っており、その復旧においては、二次災害防止の観点から宅地部も含め面的に一括の災害復旧として取り扱っていただけるよう公共土木施設災害復旧事業の弾力的運用及び対象範囲の拡大について要望しているところであるが、補完的に大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の導入も可能となるよう、当該2事業の採択に関する取り扱いについて要望します。

## 2 宅地災害の復旧に対する負担軽減などの支援や復旧工事に対する助成制度の創設について

住宅被害を受けた被災者の多くは宅地も被害を受けているが、被災者生活再建支援制度など住宅に対する支援はあるものの、宅地に対する給付型の支援制度は存在しない。このため、被災宅地を被災者自ら復旧する場合、被災者の負担軽減策を図るため、既存制度の拡充や復旧工事に要する費用の助成制度の創設について、次のとおり要望します。

- ・ 被災者生活再建支援制度については、被災宅地に関しても拡大すること
- ・ 宅地所有者が宅地復旧工事をする場合における工事費助成や融資、金利補填等に関する助成制度を創設すること

### 3 被災者生活再建支援制度の基礎支援金の申請期間の延長について

住宅の被害を受けた被災者の多くは宅地についても被害を受けているが、宅地の復旧については、公共土木施設災害復旧事業での実施方針及び大規模盛土造成地滑動崩落防止事業や災害関連地域防災がけ崩れ対策事業等の特例措置等の内容が示されない中においては、宅地の安定化のため家屋をやむを得ず解体すべきかの判断ができないため、被災者生活再建支援制度の基礎支援金の申請ができない世帯もあることから、これら事業の取扱いが示された後、宅地の安定化のため家屋をやむを得ず解体すべきかの判断について十分に検討できる期間が確保できるよう、申請期間の延長について配慮していただけるよう要望します。

### 4 常磐西郷町忠多地区の避難勧告区域に係る長期避難世帯の認定について

常磐西郷町忠多地区については、東日本大震災により大規模な宅地被害が発生したことから、地区内 40 世帯に避難勧告を発令し、現在においても避難勧告を継続中しております。

当該地区については、宅地地盤が崩壊し、宅地としての機能が果たせず、住宅についても居住不能な状況にあり、また、余震等による更なる被害拡大も想定されることから、正常な日常生活を送ることが困難であり、現在のところ、避難解消の見込みはなく、今後も引き続き避難が必要であります。

つきましては、避難勧告をした 40 世帯については、団地外に避難し新たな生活を開始しているところであることから、長期避難世帯として認定いただけるよう要望します。

## 5 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業に対する県費補助の交付について

大規模盛土造成地滑動崩落防止事業については、宅地所有者に一定の負担を求めるものであることから、早期の復旧に向け、その負担を軽減するため、また事業主体となる市の負担軽減を図るため、国庫補助率の嵩上げを要望しているところであるが、更なる負担軽減を図るため、当該事業に対する県補助金も交付いただけるよう要望します。

## 6 小規模急傾斜地崩壊防止事業の創設について

急傾斜地等のがけ崩れや盛土法面崩落、宅地擁壁の崩壊等の復旧にあたっては、県が施行主体となる災害関連地すべり対策事業や災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業及び市町村が施行主体となる災害関連地域防災がけ崩れ対策事業を活用していくこととしているが、これら事業の現行制度や特例措置の採択基準に合致しない被害も多数発生していることから、災害復旧の促進を図るため、小規模急傾斜地崩壊防止事業を県補助事業として創設していただけるよう要望します。

## 7 災害復興基金の設立による復旧、復興の支援について

東日本大震災からの早期復興のための各種取組を補完し、また被災者の住宅の再建を支援する事業等の展開を図るなどにより被災者の自立支援及び被災地域の復興対策を安定的かつ機動的に進め、被災地域を魅力ある地域に再生していくため、災害復興基金を設立していただけるよう要望します。

## II その他震災復興に関すること

### 1 小名浜港周辺地区の一体的な復興について

震災により、小名浜港をはじめ、アクアマリンパークや小名浜港背後地さらには漁港区に被害が生じておりますが、これら小名浜港周辺地区の復興は、本市のみならず、福島県、ひいては日本全体の震災復興のシンボルとなるものであります。

このことから、これまで国・県・市及び地元企業や民間団体等との連携のもと、当該地区それぞれに整備を行ってきたところでありますが、今後は、当該地区を一体的に捉え、いわきをはじめ、日本全体が魅力と活力にあふれるよう、県においても関係機関等とより一層連携しながら、積極的な施策展開を図られるよう要望します。

### 2 防災道路・防災緑地の整備について

被災地の復興に当たっては、被災しても人命が失われない「減災」の考え方に基づく災害に強い地域づくりが求められており、政府の「東日本大震災からの復興の基本方針」においても、地域ごとの特性を踏まえ、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災まちづくり」を推進することが示されております。

このようなことから、本市沿岸域における被災市街地の復興と交流人口の回復を図るため、被災市街地のまちづくりに併せて、一般県道豊間・四倉線などについて「かさ上げ」を行い、二線堤としての役割を果たす「防災道路」及び「防災緑地」として整備することについて、特段の御配慮をお願いいたします。

### 3 福島第一原子力発電所災害に関する放射線・放射性物質対策について

- ① 年間 100 万人に及ぶ観光客が訪れる本市の 9 つの海水浴場について、その放射線量等の状況等を適時適切に把握していく必要があることから、現状の定期調査 1 箇所、参考調査 2 箇所の検査から、9 つの海水浴場の放射線量（空間線量）測定並びに海水及び砂浜（土壌）の放射性物質の測定を定期的実施するなどといったモニタリングの強化を要望します。
- ② 今後、水産業の復興に向け、海水や魚介類の現状を適時適切に把握していく必要があることから、小名浜港湾における漁港区の海水に係る放射性物質のモニタリングについて、現状の月 1 回の検査から、週 2 回といった、商港区と同様の検査体制にしていただきたいこと。また、福島県水産試験場にゲルマニウム半導体測定装置を設置し、本市の魚介類に含まれる放射性物質の迅速な検査が可能な体制の整備を要望します。
- ③ 食品加工品については、農作物などのような暫定規制値が定められているものではなく、納入先の要請に基づき、それぞれの品目・生産ロットごとに放射性物質の検査や、都道府県知事レベルでの証明書の添付が求められるなど、市内の小規模事業者にとっては今後とも非常に大きな負担を強いられる状況にあります。

そのため、県として、食品衛生法に準じた放射性物質に係る検査や証明書発行が行えるような体制を整備し、本市をはじめ、県内各地にその機関を早急に設置されるよう要望します。

## 4 漁港等の復旧について

### ① 優先的な復旧対応について

小名浜港漁港区、中之作港、久之浜漁港、勿来漁港については、福島県漁業協同組合連合会において、優先的な復旧の意向があることから、復旧に向けて迅速かつ適切な対応を要望します。

### ② 小名浜港漁港区の対応について

特に、小名浜港漁港区については、市外・県外籍船によるカツオやサンマなどの水揚げが多く行われる、水産業の拠点であることから、漁港及び水産業関連の施設・設備等の復旧・復興に当たっては、最大限の支援を要望します。

### ③ 他の漁港等の対応について

四倉漁港、豊間漁港、江名港、小浜漁港については、漁業関係者をはじめ、地元住民の意見を十分踏まえながら、必要な復旧・復興を要望します。